

# 社会保障と税の一体改革調査会 歳入庁ワーキングチーム(第4回) における指摘事項に関する資料

## (目次)

- ① 社会保険・労働保険の適用・徴収対策について……………1
- ② 歳入庁創設による厚生年金等の適用・徴収への影響について……………8
- ③ 社会保険・労働保険のシステムについて……………9
- ④ 諸外国の社会保険料等の徴収率等について……………23

厚生労働省

平成24年3月30日

①一国民年金関係

未納者の属性に応じた国民年金適用・収納対策の徹底・強化

未納者の属性等	対策の方向性
<p>【強制徴収対象(高所得)】</p> <p>○負担能力がありながら納付しない者への対応</p>	<p>○負担能力がありながら保険料を納付しない長期未納者について、納付督促を強化するとともに、なお納付の意思を示さない者に対する強制徴収を徹底</p> <p>一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納しているものについては、全員を強制徴収対象者と位置づけ、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。</p> <p>強制徴収の実施に当たっては、滞納処分的前提となる最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について、滞納処分を実施する。</p> <p>○国税庁へ委任する仕組みを効果的に活用</p> <p>長期滞納・前年所得1,000万円以上等の国税庁への委任要件に該当する悪質な滞納者に対しては、滞納処分の権限を国税庁に委任できるスキームを活用し、保険料の収納の徹底する。</p>
<p>【納付督促対象(中間所得)】</p> <p>○保険料の免除には該当しない中間所得層への対応</p>	<p>○退職後に被保険者種別変更届の提出がない者等に対する職権手続までの期間の短縮</p> <p>現行、厚生年金資格喪失等の後、第1号被保険者への被保険者種別変更届の提出がない者に届出勧奨を行い、それでも届出のない者に対しては、6ヶ月経過後に職権種別変更を実施しているが、これを今後は4ヶ月経過後に実施し、より早期に納付督促に着手する。</p> <p>○職権適用者や全額免除の対象外となった者など、納付率が低い層への納付督促の徹底</p> <p>職権適用者、所得上昇により全額免除の対象外となった者、若年層等納付率が低い層に対し、それぞれの属性に応じた、納付督促を行う。</p> <p>○戸別訪問を一層重視した効果的な納付督促の推進(民間事業者との契約内容の見直し)</p> <p>平成24年10月に312の年金事務所全での契約更改が行われる国民年金保険料収納事業(市場化テスト)について、戸別訪問を一層重視するなど効果的な督促方法を取り入れた納付督促になるようすべく、要求水準達成率に對する委託費の増減額措置、口座振替(クレジット納付)獲得に對するインセンティブ強化等、実施要項の見直しを行う。</p> <p>○保険料の割引がある前納制度の拡充</p> <p>保険料の優良納付者拡大につなげるため、現行最長で1年間となっている保険料前納期間について、割引額が大きくなるよう拡充を検討する。</p>

未納者の属性等	対策の方向性
<p>【免除等申請勸奨対象（低所得）】</p> <p>○保険料免除や学生納付特例に該当するにもかかわらず申請しない未納者への更なる周知・勸奨</p> <p>○保険料免除や学生納付特例に該当するにもかかわらず申請しない未納者への対応</p> <p>【共通した取り組み】</p>	<p>○保険料免除や学生納付特例に該当するにもかかわらず申請しない未納者への更なる周知・勸奨 所得が低いなどの事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続を行っていないために未納状態となっているものについて、免除制度等の周知や申請の案内を行う。また、ハローワークでは求職者等への、大学等では学生・卒業予定者・既卒者及びその家族への周知・手続の勧奨を行う。</p> <p>○遡及して免除を承認する期間を延長し、免除申請等が遅れた者が未納に陥ることを回避(法律事項) 保険料の徴収権の時効が成立する前の保険料未納期間について、本人からの申請により、遡及して、申請免除、学生納付特例及び若年者納付猶予を承認できるよう制度改正を検討する。</p> <p>○地域での年金制度の理解・周知を図るための諸活動を展開 年金事務所において、地域への年金制度の理解・周知等を図るための活動を展開する。また、文部科学省と連携し、学校教育における社会保障の教育推進について検討中。</p> <p>○収納状況が低調な年金事務所を「収納対策強化指定年金事務所」に指定し、指導を徹底 収納状況が低調な年金事務所を「収納対策強化指定年金事務所」に指定し、日本年金機構本部・ブロック本部が実地に徹底した指導を行う。(平成23年度は29年金事務所を指定)</p> <p>○未納者の属性等に応じた収納対策の推進を図るため、新たな指標を設定 所得が低いなどの事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続を行っていないために未納状態となっているものについて、免除等申請勸奨を行った結果として免除等に結びついた割合を把握し、指標として公表、活用するなどにより、未納者の属性等に応じた収納対策を推進する。 ①前年所得に基づく免除勸奨対象者等について、次年度夏までに、少なくともその半数を免除・納付に結びつける。 ②現年度納付率から最終納付率への伸び 平成24年度目標：平成22年度現年度納付率59.3%から+5.5ポイントの伸び(最終納付率64.8%) 平成25年度目標：平成23年度現年度納付率(夏頃確定)から+6.5ポイントの伸び (参考)平成22年度実績：平成20年度現年度納付率62.1%から+4.8ポイントの伸び(最終納付率66.8%)</p> <p>○強制徴収実績の定期的な公表 強制徴収の実施状況を定期的に公表することにより、保険料納付意識の醸成を図る。</p>

①一厚生年金関係

事業所の状況に応じた厚生年金の適用・収納対策の徹底・強化

事業所の状況等	対策の方向性
未適用事業所の把握の強化	<p>○ ハローワークや地方運輸局など関係機関と連携し、これまで把握していなかった未適用事業所を把握の上、適用に向けた勧奨、加入指導等を一層強化</p> <p>ハローワークから求人を行う会社で厚生年金を適用していない事業所の情報、地方運輸局から貨物自動車会社・タクシー会社で厚生年金を適用していない事業所の情報の提供を受けるなど、関係機関と連携し、これまで把握していなかった未適用事業所を把握の上、適用に向けた加入勧奨、加入指導等を一層強化する。</p> <p>なお、雇用保険適用事業所データとの全件架合を実施することにより、これまで把握できていなかった未適用事業所を把握、管理し、加入勧奨、加入指導等を徹底する。</p> <p>○ 未適用事業所の効率的、効果的な把握</p> <p>まだ把握できていない未適用事業所を効率的、効果的に把握するため、新たに法務省が保有する法人登記簿情報の提供を受け、これまで把握していなかった未適用事業所を把握の上、適用に向けた加入勧奨、加入指導等を徹底する。</p>
把握した未適用事業所の適用促進	<p>○ 悪質な未適用事業所等の事業所名の公表</p> <p>累次の加入指導にもかかわらず、届出をしない悪質な未適用事業所等について、事業所名を公表することについて検討する。</p> <p>○ 把握済みの未適用事業所について、適用に向けた勧奨、加入指導等を一層強化</p> <p>未適用の疑いのある事業所を把握した場合には、民間事業者を活用した加入勧奨や職員による加入指導等を実施して未適用事業所の解消を図っており、更に適用に結びつけることを強く意識し、適用に向けた加入勧奨、加入指導等を一層強化する。</p> <p>また、許認可等にかかわる関係機関の協力を得つつ、適用対策を強化する。</p> <p>○ 重点的な加入指導対象となる未適用事業所の指定と日本年金機構本部や年金事務所が一体となった加入指導</p> <p>未適用事業所のうち、規模が大きく悪質な事業所を重点的な加入指導対象に指定し、日本年金機構本部やブロック本部のサポートの下、加入指導に従わない場合の査発も視野に、適用に向けた加入指導等を一層強化する。</p> <p>○ 適用の適正化の推進を図るため、新たな指標を設定</p> <p>平成23年度末時点で把握しているすべての未適用事業所に対して、平成24年度以降、文書・訪問等による加入指導を実施する。その際、特に規模の大きい事業所から優先的に実施し、3年以内に未適用事業所を半減する。</p> <p>また、約175万の適用事業所すべてを対象に、少なくとも4年に1度事業所調査を実施し、被保険者資格、標準報酬月額等の届出の適正化を図る。</p>

事業所の状況等	対策の方向性
滞納事業所の常態化の防止、解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな滞納事業所への早期の納付勧奨により滞納の常態化を未然に防止            新たな滞納事業所には電話・文書による早期の納付勧奨の取組み、督促指定期限までに納付されない滞納事業所には来所又は訪問による納付指導を実施するなど、滞納の常態化の未然防止に取り組む。</li> </ul>
滞納事業所に対する強制徴収の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納付指導に応じない滞納事業所に対する滞納処分(差押)による確実な滞納整理            納付計画を提示しないなど納付指導に応じない滞納事業所については、速やかに金融機関等への財産調査を実施し、差押予告通知の送付、納付督促、差押えなど一連の滞納処分を実施する。</li> <li>○ 国税庁への委任            長期・高額の滞納があり、国税庁への委任要件に該当する悪質な滞納事業所に対しては、滞納処分の権限を国税庁に委任できるスキームを活用し、保険料の収納を徹底する。</li> </ul>

①一国民健康保険関係

国民健康保険

保険料収納対策等

1. 収納対策			
(1) 収納対策に関する要綱の策定状況			平成23年3月末現在
		保険者数	割合
要綱(緊急プラン、収納マニュアル等)の策定保険者	721		41.9%
(2) 収納体制の強化		平成22年度	
		保険者数	割合
①税の専門家の配置(嘱託等含む)	332		19.3%
②収納対策研修の実施	824		47.9%
③連合会に設置した収納率向上対策アドバイザーの活用	89		5.2%
(3) 徴収方法改善等の実施状況			
		平成22年度	
		保険者数	割合
①口座振替の原則化	328		19.1%
②マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替の推進	24		1.4%
③多重債務相談の実施	581		33.8%

(4) 滞納処分の実施状況			平成22年度
		滞納者数	割合
①滞納処分件数		187,328	
		差押数(件数)	
		734	
		差押金額(億円)	
②財産調査の実施		1,561	90.8%
③差押えの実施		1,534	89.2%
④搜索の実施		681	39.6%
⑤インターネット公売の活用		639	37.2%
2. 国民年金被保険者情報の活用状況			
		平成22年度	
		保険者数	割合
①日本年金機構との覚書の締結状況		533	31.0%
②職権喪失の実施状況(2月の通知に基づき職権喪失を実施)		251	14.6%

①一労働保険関係

事業所の状況に応じた労働保険の適用・収納対策の強化・徹底

事業所の状況等	対策の方向性
未手続事業所の把握の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係各機関と連携の上、労働保険の加入手続きを行っていない事業所(未手続事業所)を把握し実施する加入手続きの勧奨、指導等[強化] 未手続事業所の把握にあたっては、①都道府県労働局内の関係部署との連携(i未手続下の給付事案の発生、ii助成金の申請等を契機)、②日本年金機構との連携(労働保険と厚生年金の適用事業所データの全件突合)、③地方運輸局・地方自治体との連携(トラック・バス・タクシー・船舶会社が行う許認可申請手続を契機)により情報の取得を行うなど、様々な関係各機関との連携をさらに拡大することで、加入手続きの勧奨、指導等を一層強化する。</li> <li>○ 労働保険事務組合を活用した未手続事業所の把握[強化] 商工会、商工会議所、事業協同組合等を母体とする労働保険事務組合から、地域に根差した未手続事業所の情報収集を行い、行政側で把握していない未手続事業所を把握し、加入手続きの勧奨、指導等を徹底する。</li> <li>○ 法人登記簿情報を活用した未手続事業所の把握[新たな取組による強化] 新たに法務省が保有する法人登記簿情報を活用し、事業所の母数データ(情報量)を増加することで、これまでに幅広く未手続事業所を把握し、加入手続きの勧奨、指導等をさらに徹底する。</li> </ul>
未手続事業所に對する適用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働保険適用事業所情報の公開[平成22年12月から] 平成22年12月から、厚生労働省のホームページ上で労働保険適用事業所の情報(①事業主名、②住所、③適用状況)を公開しており、未手続事業所の事業主に対し、牽制による適用促進を行っている(総利用件数:3,609,647件(平成24年3月26日現在))。</li> <li>○ 把握済みの未手続事業所について、加入手続きの勧奨、指導等[強化] 未手続きの疑いのある事業所を把握した場合には、民間事業者を活用した加入勧奨や職員による加入指導等を実施することで、未手続事業所の解消を図っており、職権による加入手続きを更に強く意識することで、加入手続きの勧奨、指導等を一層強化する。 また、介護事業やクリーニング業などの許認可を所管する地方自治体をはじめとした関係各機関の協力を得つつ、未手続事業所対策を強化する。</li> <li>○ 重点的な加入指導対象となる未手続事業所の指定[強化] 未手続事業所のうち、規模が大きく悪質な事業所を重点的な加入指導対象に指定し、加入手続きの指導等を一層強化する。</li> <li>○ 度重なる加入指導等に従わない事業所に対する職権加入手続き 度重なる加入指導等によっても加入手続きを行わない事業所に対して、都道府県労働局職員の職権により、強制的に労働保険に加入させ、未手続事業所の解消を図る。</li> </ul>

事業所の状況等	対策の方向性
滞納事業所の常態化の防止、解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな滞納事業所への早期の納付勧奨により滞納の常態化を未然に防止               <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな滞納事業所には電話・文書による早期の納付勧奨を、督促指定期限までに納付されない滞納事業所には呼出又は訪問による納付指導をそれぞれ実施するなど、滞納の常態化の未然防止に取り組む。</li> </ul> </li> <li>○ 納付計画の作成               <ul style="list-style-type: none"> <li>納付計画を作成する必要がある事業主等に対しては、債務承認を徴した上で、納付計画を提出させる。計画は1年以内とすることを原則とし、徒らに長期に渡る計画にさせない。</li> </ul> </li> <li>○ 重点事業主の選定[強化]               <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当する事業所に係る事業主を中心に重点事業主を選定し、納付督促によってもお納付がなされない場合には、訪問計画を策定し、臨戸による督促を行う。</li> <li>(ア) 滞納額が100万円以上の事業所</li> <li>(イ) 複数年度にわたって滞納している事業所</li> <li>(ウ) 滞納額が保険料の50%を超えている事業所</li> </ul> </li> </ul>
滞納事業所に対する強制徴収の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納付指導に応じない滞納事業所に対する滞納処分(差押)による確実な滞納整理               <ul style="list-style-type: none"> <li>納付計画を提示しないなど納付指導に応じない滞納事業所については、速やかに金融機関等への財産調査を実施し、差押予告通知の送付、納付督促、差押えなど一連の滞納処分を実施する。</li> </ul> </li> <li>○ 重点対象事業所の選定[強化]               <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事項に合致する事業所について、重点的に差押え等を行う。                   <ul style="list-style-type: none"> <li>i 納付する資力があると認められる事業所</li> <li>ii 年間の保険料が100万円を超える事業所で、保険料を複数年に渡り滞納している事業所</li> <li>iii 督促状を発送後、行政庁からの債務承認を求めめる呼出(文書による呼出)に関して、これに応じない事業所</li> <li>iv 納付計画の提出(提出期限を定めたもの)を求めても、これに応じない事業所</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>



## 歳入庁創設による厚生年金等の適用・徴収への影響について

- 厚生年金の適用事業所数・被保険者数と国税庁の申告法人数及び国税庁統計上の民間給与所得者数（サンプル調査による推計）に差があり、歳入庁創設により、厚生年金加入者が増加し、年金保険料収入が増加するとのご指摘。

（参考）

厚生年金適用事業所数（約 175 万） ←→ 国税庁の申告法人数（約 273 万）

厚生年金被保険者数（約 3,464 万人） ←→ 国税庁統計上の民間給与所得者数（約 5,479 万人）

- しかしながら、歳入庁を創設すれば、10兆円を超える保険料等の増収が見込まれる等のご指摘については、以下のような事実があり、かなり過大な推計となっているものと考えられる。

① 国税庁統計上の民間給与所得者数は約 30 万件のサンプルによるアンケート調査の計数であり、歳入庁を創設しても約 5,479 万人の所得情報が把握できるわけではなく、国税庁が実際に所得を把握している給与所得者数は約 2,700 万人（推計）。

② 厚生年金の適用事業所数と国税庁の申告法人数の差

国税庁の申告法人数には、厚生年金の対象とはならない休業中の法人やペーパーカンパニーも含まれており、厚生年金の適用事業所数と単純に比較することはできない。

（参考）

- ・日本年金機構が未把握の法人を把握していくため、従来から雇用保険適用事業所情報との突合を行っているが、加えて、国税庁同様、法人登記簿情報を活用していく予定（H24年度開始）
- ・厚生年金適用事業所（約 175 万）の収納率：97.8%

③ 厚生年金被保険者数と国税庁統計上の民間給与所得者数の差

国税庁統計上の民間給与所得者には、厚生年金の対象とはならない者（注）が多数含まれており、両者の差がすべて適用漏れとはならない。

（注）国税庁統計上の民間給与所得者には含まれるが、厚生年金の対象とはならない者の例

- ・週労働時間が30時間未満の短時間労働者
- ・従業員5人未満の個人事業所に雇用される労働者
- ・適用除外業種の個人事業所に雇用される労働者
- ・70歳以上の労働者
- ・共済年金対象の私立学校の教職員や郵政会社の職員

（参考）

- ・日本年金機構が把握している未適用事業所数：約 11 万事業所（約 50 万人と推計）
- ・平成 18 年 9 月の総務省行政評価・監視の結果（勧告）では、厚生年金の適用漏れのおそれのある被保険者は約 270 万人と推計。これを直近の統計数値に置き換えて、当時と同様に機械的に計算すると約 100 万人。

- 指摘された未適用事業所の適用・徴収が推進されれば、保険料は増収となるが、税収が増えるわけではない（医療保険については、国民健康保険から健康保険への移行に伴い、公費負担の減は生じる。）。

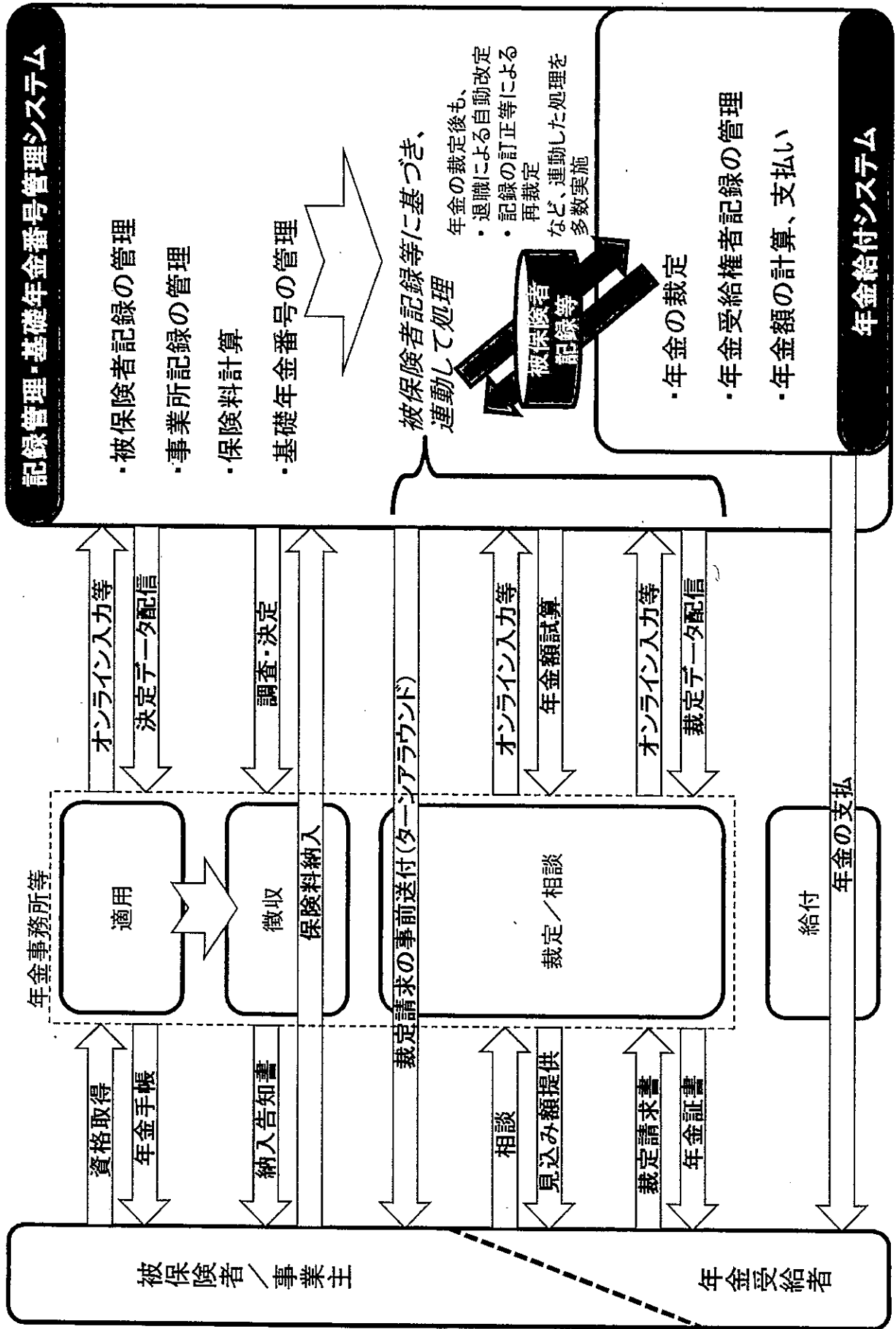
○ 国民年金保険料の収納率への効果

国民年金保険料の対象となる被保険者 2,000 万人弱のうち、国税庁が所得を把握しているのは約 8 分の 1 と推計。未納者の多くは国税庁は所得把握していないものと考えられる。

（参考）

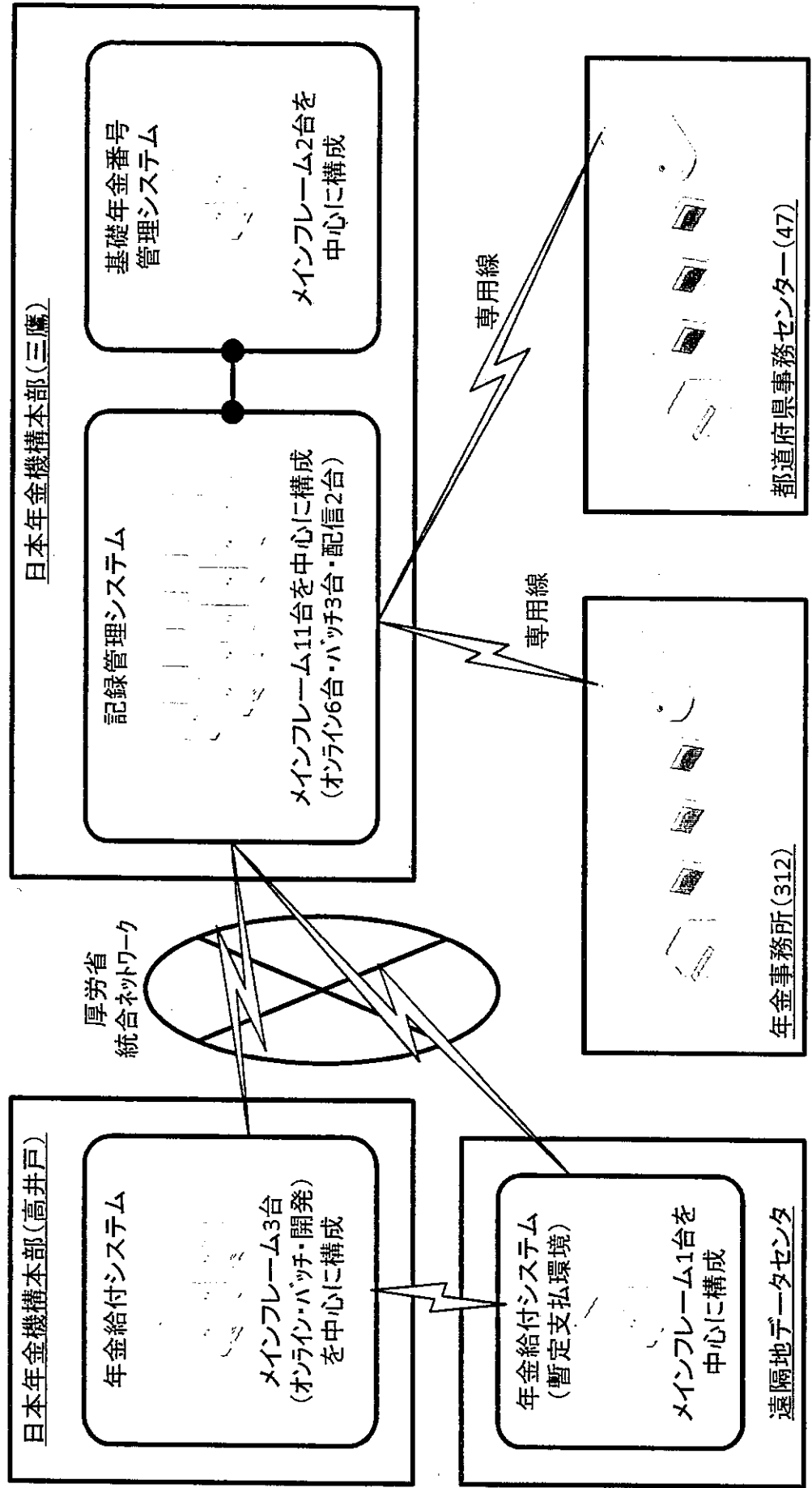
- ・現在、日本年金機構は、国民年金保険料の免除や強制徴収を行うために必要な所得情報を市町村から得ている。
- ・番号導入により、効果的で正確な所得把握が期待される。

# 社会保険オンラインシステムによる事務処理の概略



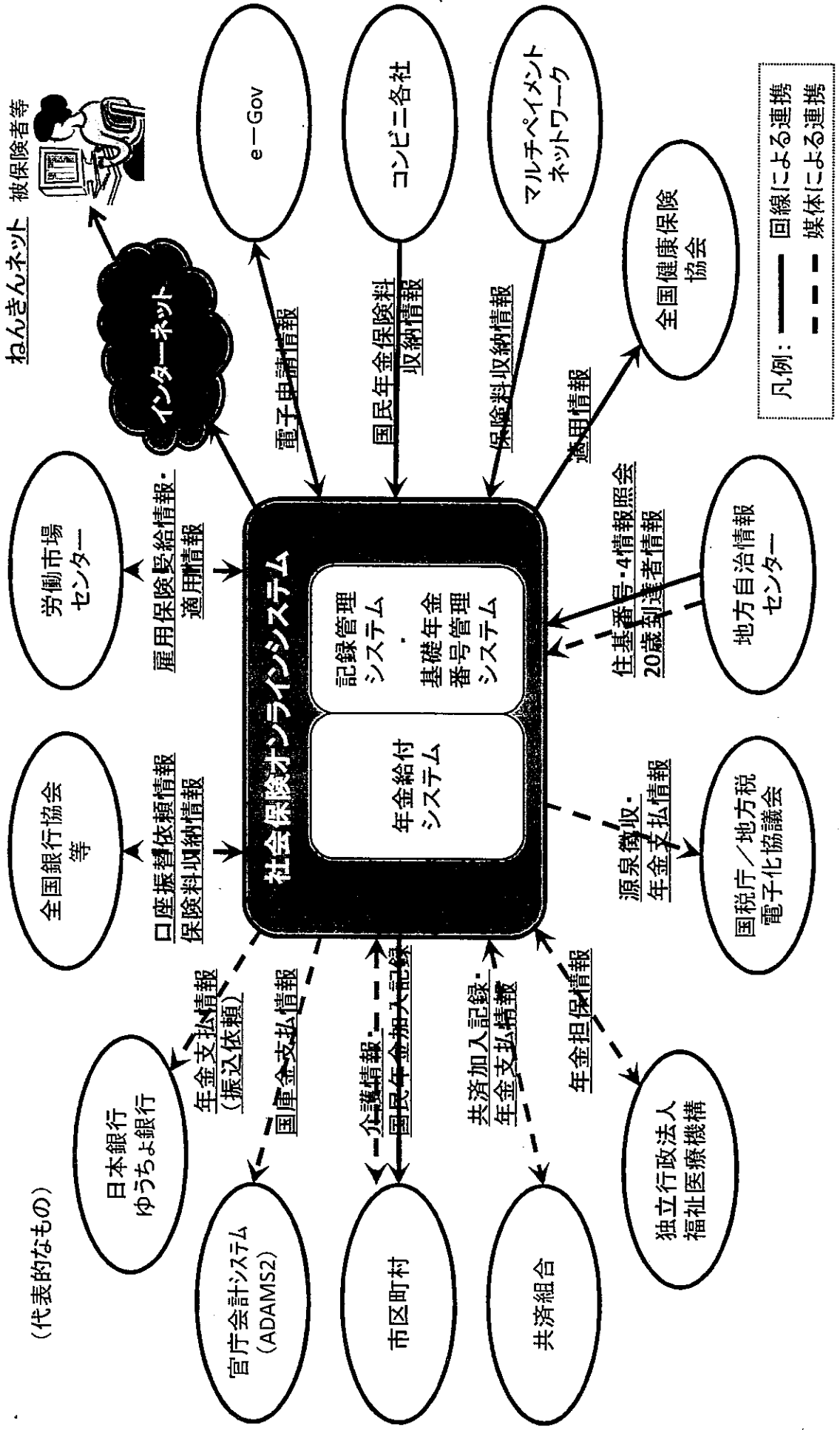
# 社会保険オンラインシステムの構成概要

- システム構成の概要(イメージ)は下図のとおり。  
基礎年金番号管理システム/年金給付システムは、記録管理システムを経由して年金事務所等と接続されている。



# 外部との情報連携

- 社会保険オンラインシステムにおいては、数多くの外部機関(市区町村、各共済組合、各共済組合、国税庁、金融機関等)と密接に連携し、定期的な情報交換を行っている。



# 社会保険オンラインシステムの規模等

- システムの規模  
社会保険オンラインシステムにおいては、度重なる法令改正や業務改善による機能追加・改修などが行われ、システムの規模は、年々増大しているところ。

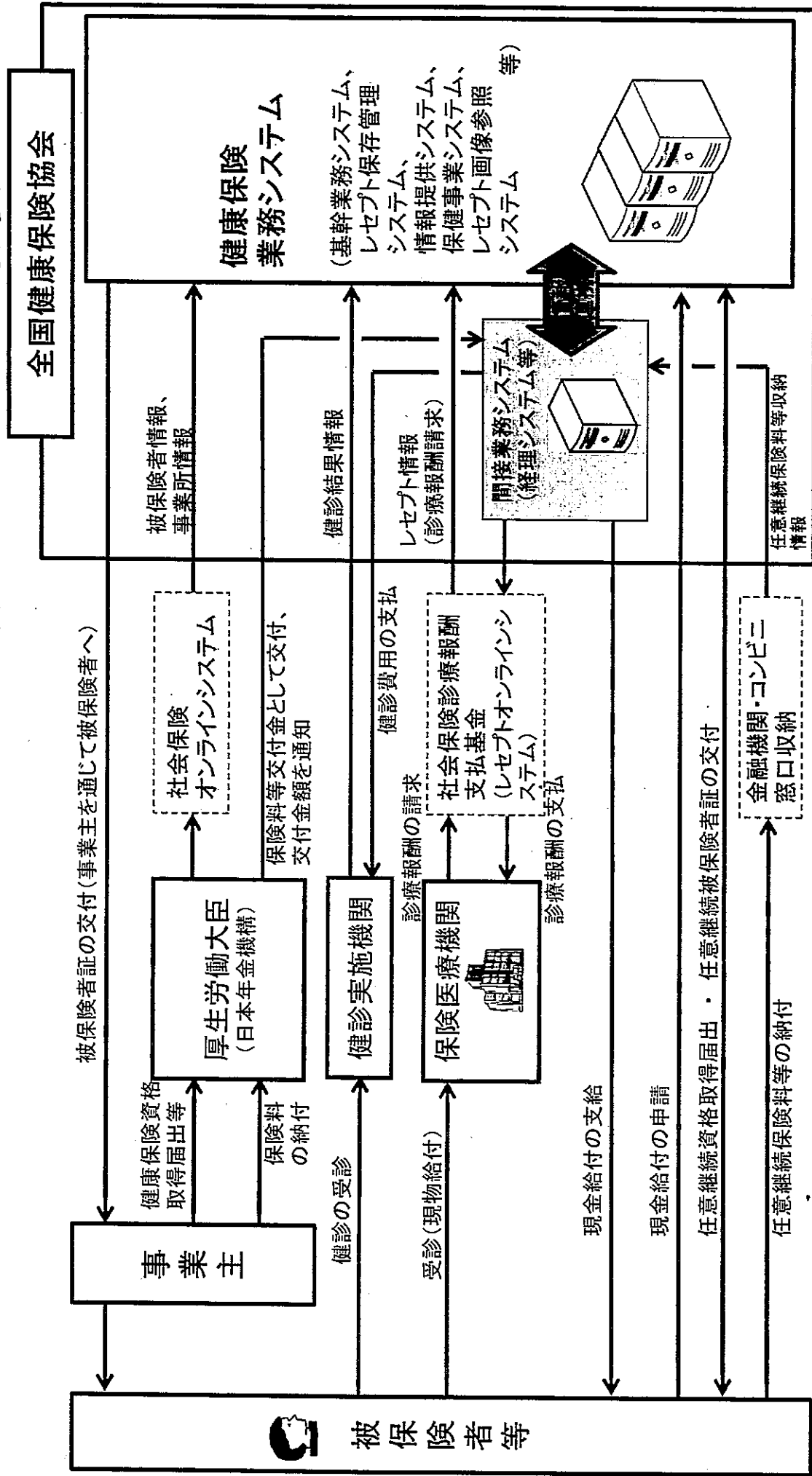
		平成22年4月	平成23年4月	備考
記録管理システム	プログラム数(本)	69,038	69,460	
	ステップ数(ks)	18,246	18,361	第4世代言語等については、COBOLソースに換算した数値
基礎年金番号管理システム	プログラム数(本)	1,842	1,860	
	ステップ数(ks)	569	573	第4世代言語等については、COBOLソースに換算した数値
年金給付システム	プログラム数(本)	31,865	32,122	
	ステップ数(ks)	25,845	26,124	

- 保有記録数  
各システムにおける代表的な業務用ファイルの記録数は次の通り。(平成22年度末)

ファイル名		記録数
記録管理システム	国民年金被保険者ファイル	162,056千件
	健康 現存被保険者ファイル	164,516千件
	喪失被保険者ファイル	170,397千件
	厚年 事業所ファイル	4,277千件

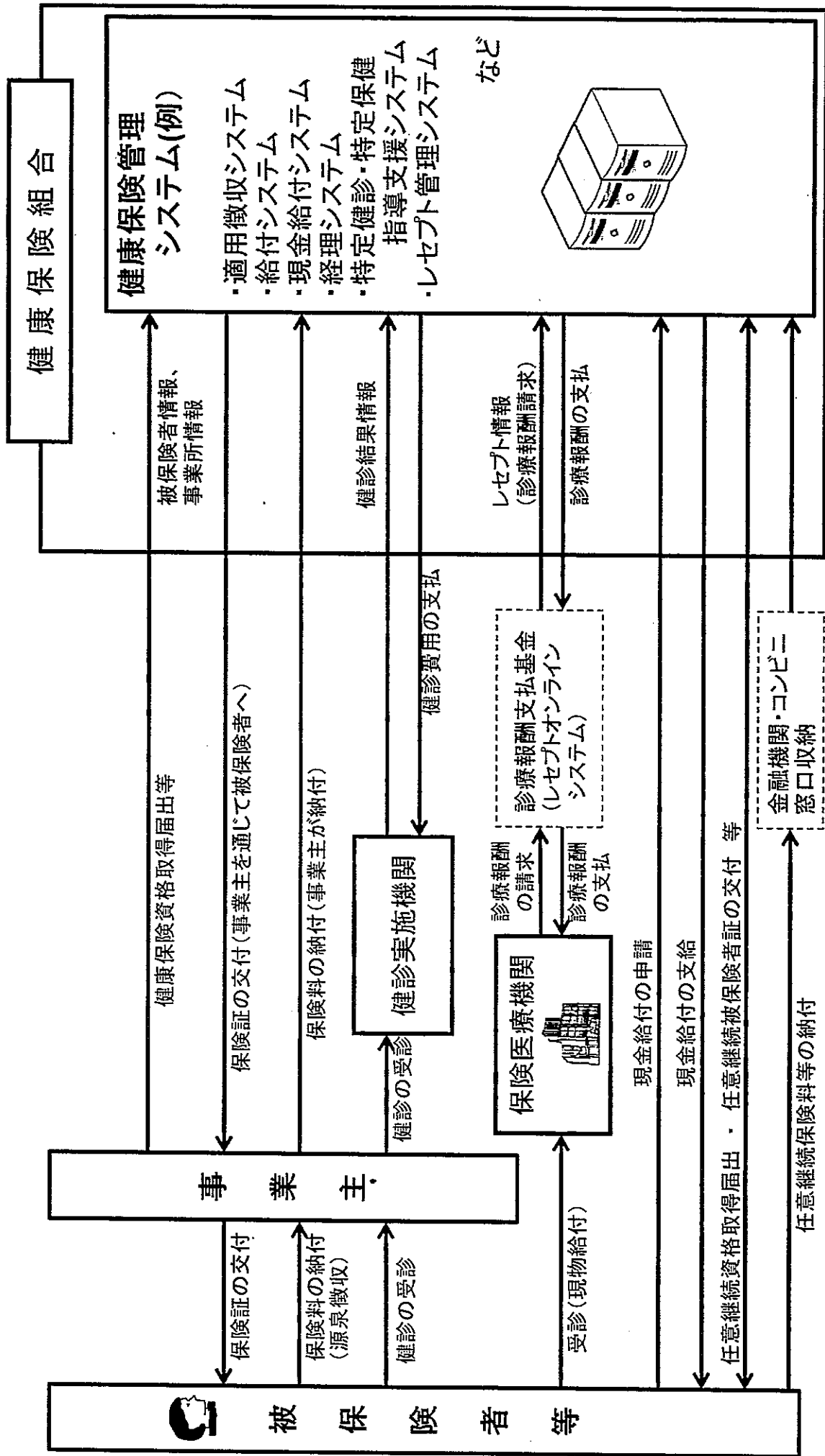
ファイル名		記録数
基礎年金番号管理システム	基礎年金番号管理ファイル	129,814千件
	年金給付システム	受給権者ファイル

# 全国健康保険協会の健康保険業務システムの概要



- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の一般被保険者の適用徴収に関する業務については、厚生年金保険と併せて日本年金機構が行っている。
- ・ 任意継続被保険者に関する手続きは、適用事業所を経由せず、被保険者が全国健康保険協会に対して直接行う。
- ・ 現在の基幹業務システム等(NTTデータ)、保健事業システム(日立製作所)、間接業務システム(NECネットワークソリューションズ)は、パッケージソフトをベースに開発したものを平成20年度の協会けんぽ発足に伴い国から承継したものであり、システムの保守・管理業務は、各システムの開発事業者が行っている。

# 健康保険組合のシステムの概要

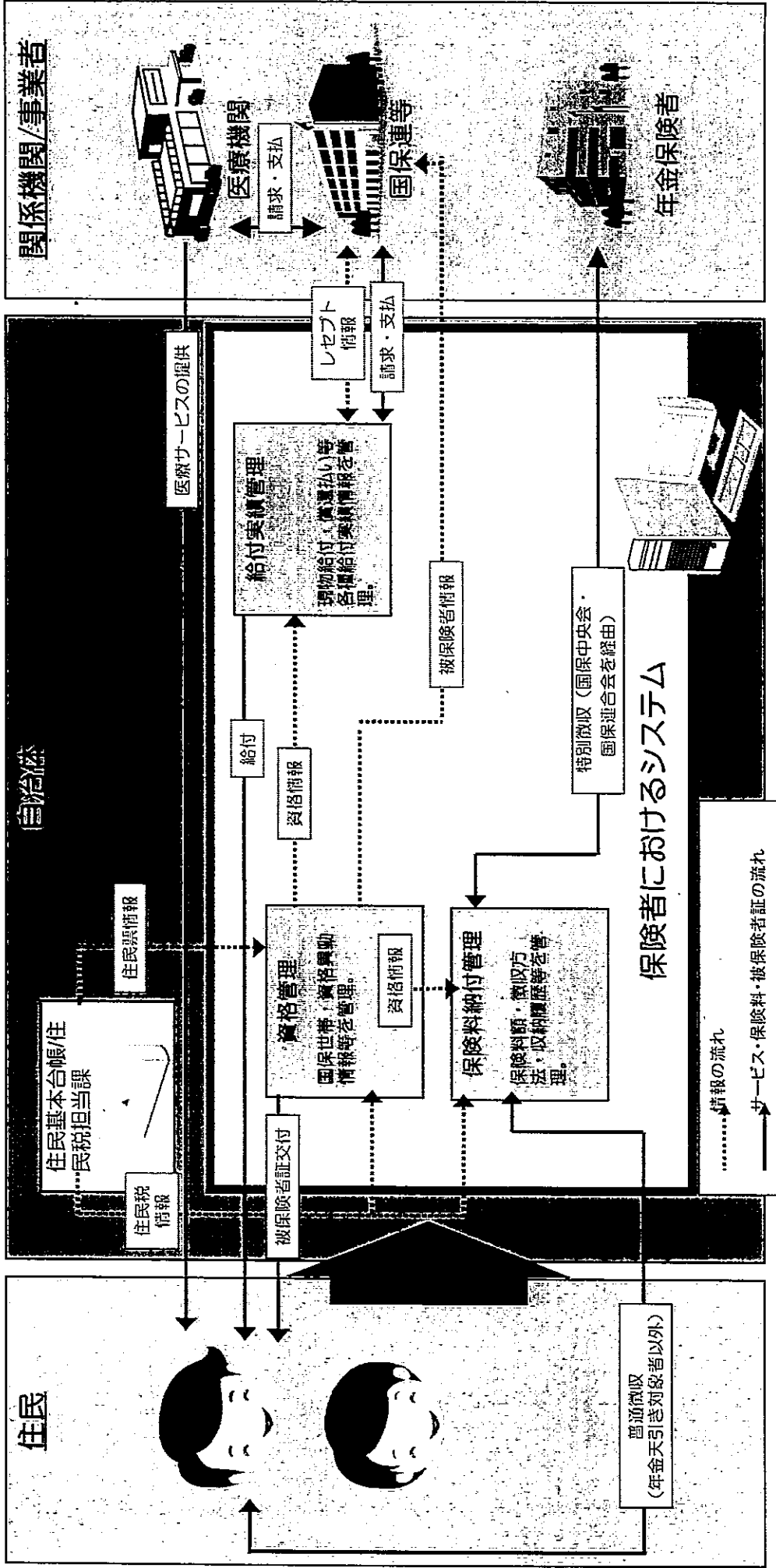


・ 任意継続被保険者や特例退職被保険者の適用徴収に関する事務は、適用事業所を経由せず、被保険者が健康保険組合に対して直接行う。  
 ・ ほとんどの健康保険組合はそれぞれにベンダーと契約し、業務に必要なシステムの運用を行っている。(独自にシステムを開発している組合は29組合)  
 (参考(平成19年度時点): ベンダー数 13社 独自システム開発組合 29組合)

### ③一国保関係

## 国民健康保険の保険者における資格・給付・保険料の賦課徴収に関するシステムの概要

国保の保険者における資格・給付・保険料の賦課徴収に関するシステムは、一般的に、「資格管理」、「納付管理」、「給付実績管理」で構成され、各種外部機関や自治体内部の基幹情報との連携がシステム上組み込まれている。



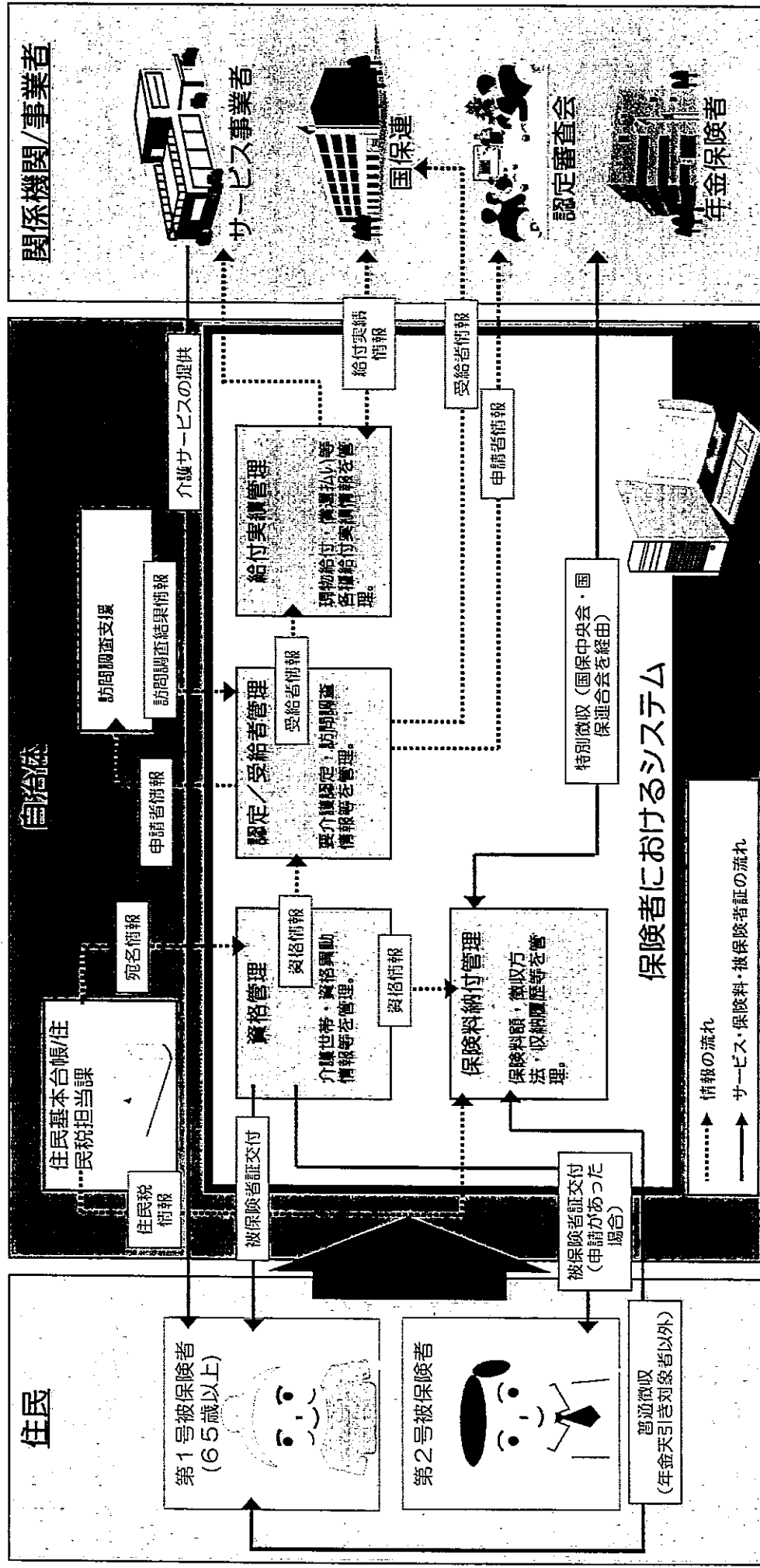
国民健康保険制度は、保険者である市町村が運営しており、資格・給付・保険料の賦課徴収・窓口業務等を行っている。  
 制度の運用に当たっては、各市町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会が独自でシステムを構築している。(国において、個々の市町村等におけるシステムベンダーを把握していない)



### ③ 介護保険関係

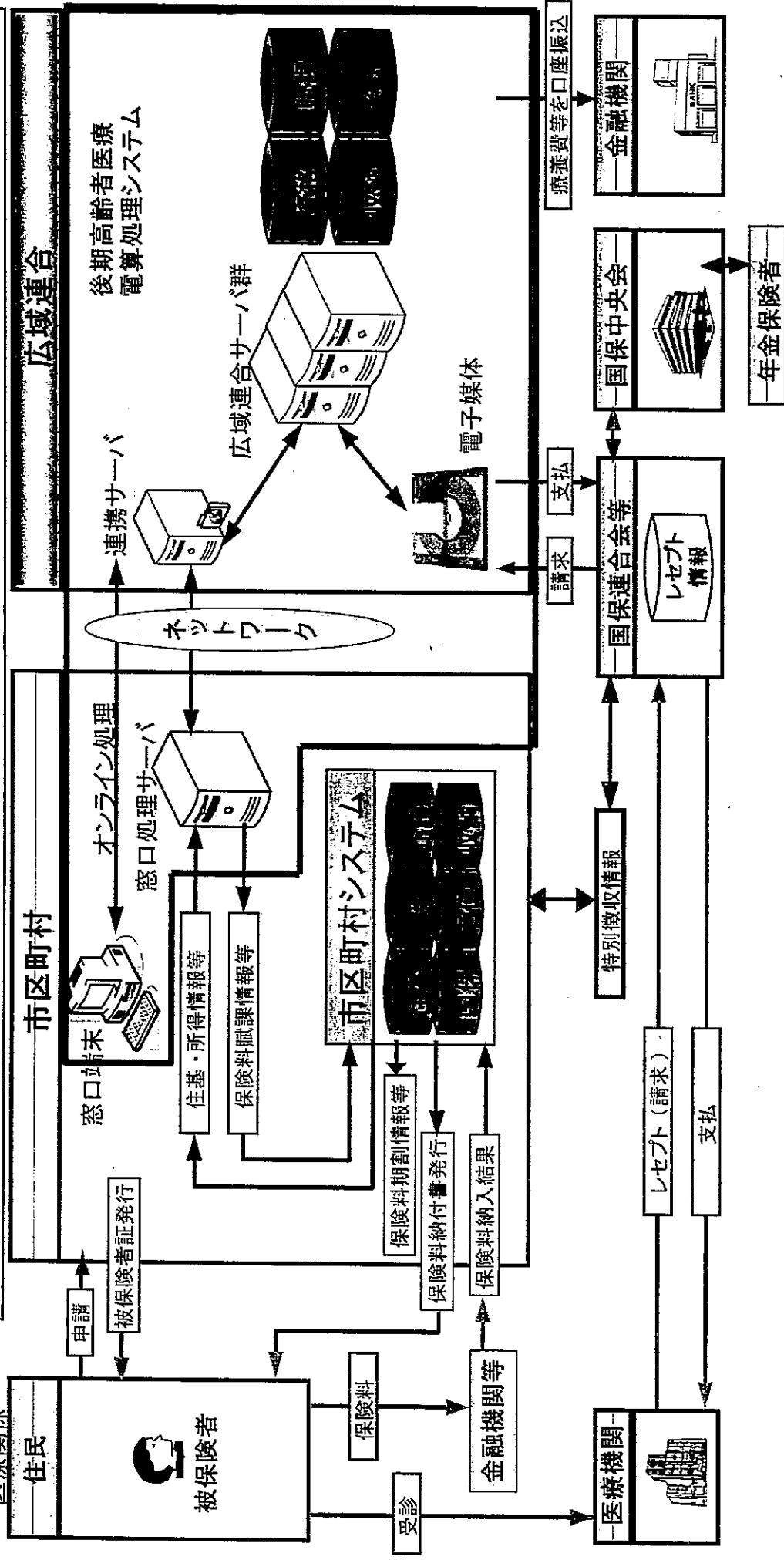
## 介護保険の保険者における資格・給付・保険料の賦課徴収に関するシステムの概要

介護保険の保険者における資格・給付・保険料の賦課徴収に関するシステムは、一般的に、「資格管理」、「納付管理」、「認定/受給者管理」及び「給付実績管理」で構成され、各種外部機関や自治体内部の基幹情報との連携がシステム上組み込まれている。



- ・ 介護保険制度は、保険者である市町村が運営しており、資格・給付・保険料の賦課徴収・窓口業務等を行っている。
- ・ 制度の運用に当たっては、以下のシステムを除き、各市町村又は各都道府県国民健康保険団体連合会が独自でシステムを構築している。(国において、個々の市町村等におけるシステムベンダーを把握していない)
- ・ 以下のシステムは、国が国保中央会に開発を依頼し、国保中央会から委託されたシステムベンダーが開発している。
  - 介護保険審査支払システム(NEC)・・・介護事業所からの介護報酬請求の処理(審査・支払等)
  - 特別徴収システム(NEC)・・・保険料を年金から引落しするための情報授受(国保中央会・国保連合会に設置)

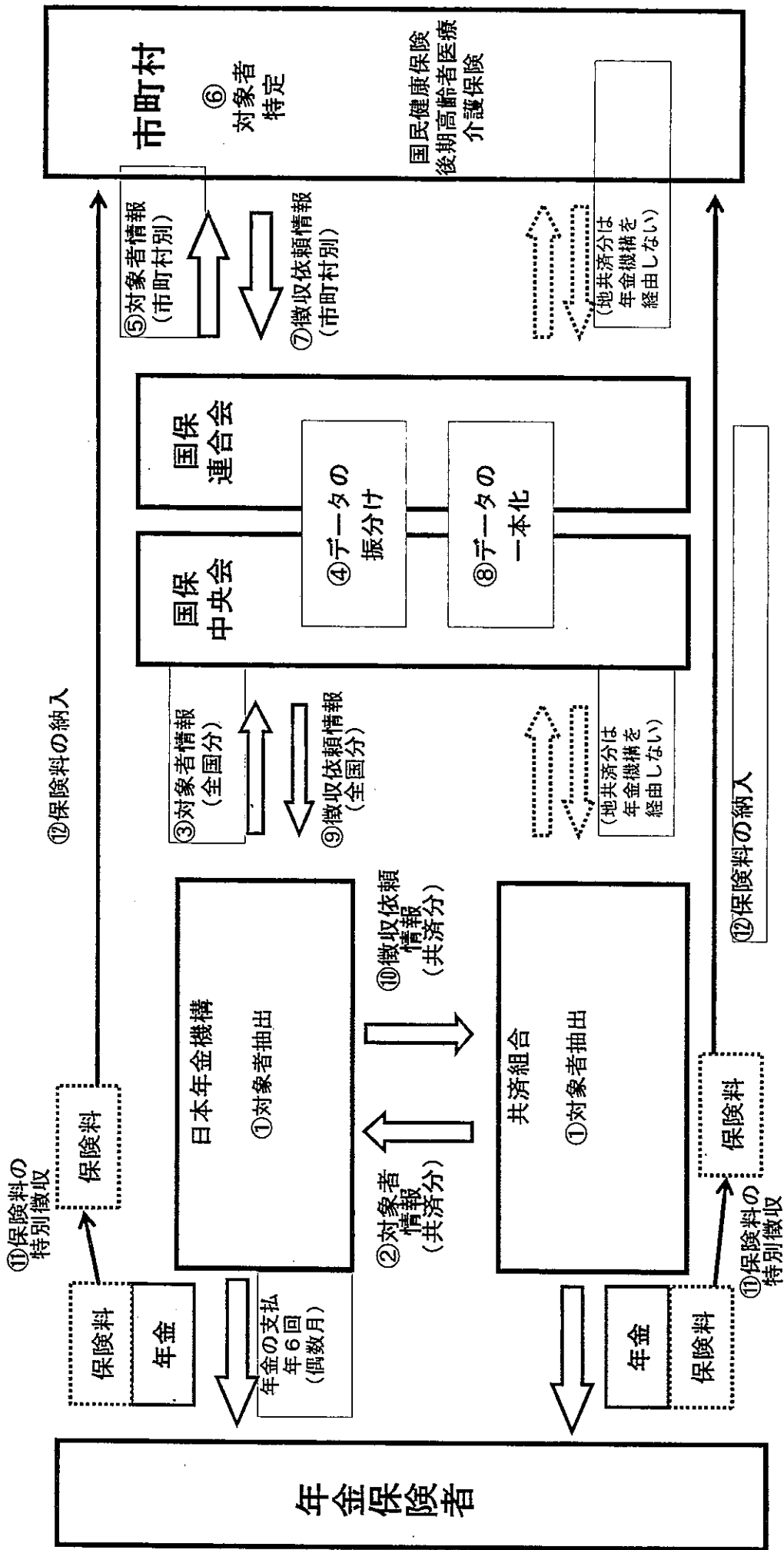
### ③ 後期高齢者医療制度における資格・給付・保険料の賦課徴収に関するシステムの概要



- ・ 後期高齢者医療制度は、各都道府県内の全市町村で構成する後期高齢者医療広域連合が運営しており、資格・給付・保険料賦課等の業務は広域連合、保険料徴収・窓口業務は市区町村が行っている。
- ・ 制度の運営に当たっては、以下のシステムを運用。これらのシステムは、国が国民健康保険中央会に開発を依頼し、国民健康保険中央会から委託されたシステムベンダーが開発(保守・管理含む)している。
  - 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(日立) … 被保険者情報の管理(資格・給付・保険料賦課等)
  - 後期高齢者医療審査支払システム … 医療機関からの診療報酬請求の処理(審査・支払・管理)
    - ・ オンライン請求システム(NTTD) ・レセプト電算処理システム(富士通) ・請求支払システム(富士通) ・保険者レセプト管理システム(NTTD)
  - 特別徴収システム(NEC) … 保険料を年金から引落しするための情報授受(国保連合会・国保中央会に設置)
  - ・ 市区町村が業務を行うに当たって、上記以外については各市町村が独自でシステムを構築している。(個別のシステムベンダーは把握していない)

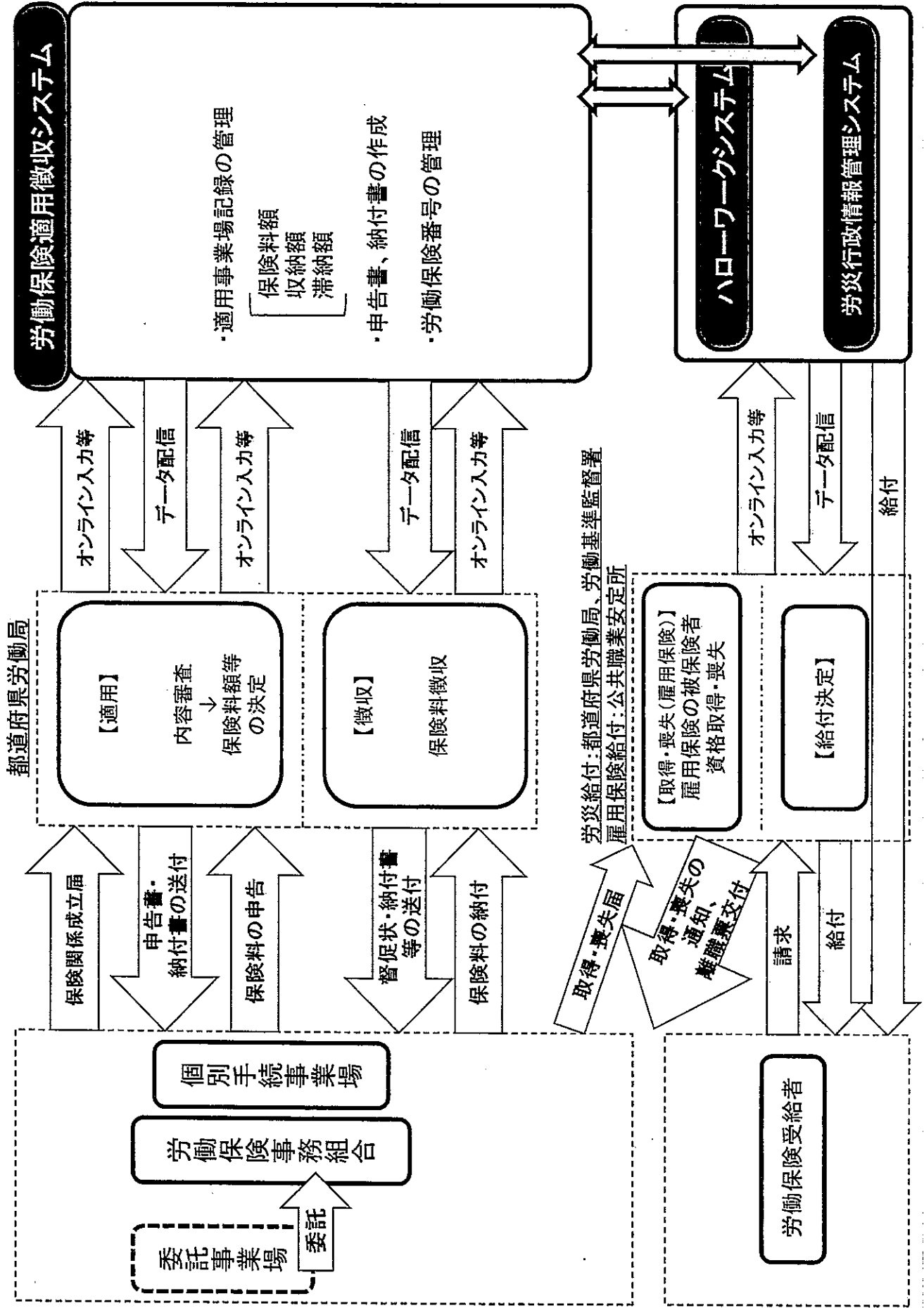
③一特別徴収関係

# 国保・後期高齢者・介護保険料の年金からの特別徴収の流れ



③ 労働保険関係

労働保険適用徴収システムによる業務処理等の概要について



# 労働保険適用徴収システムの目的及び概要

- 労働保険適用徴収システムの目的及び概要は以下のとおりである。

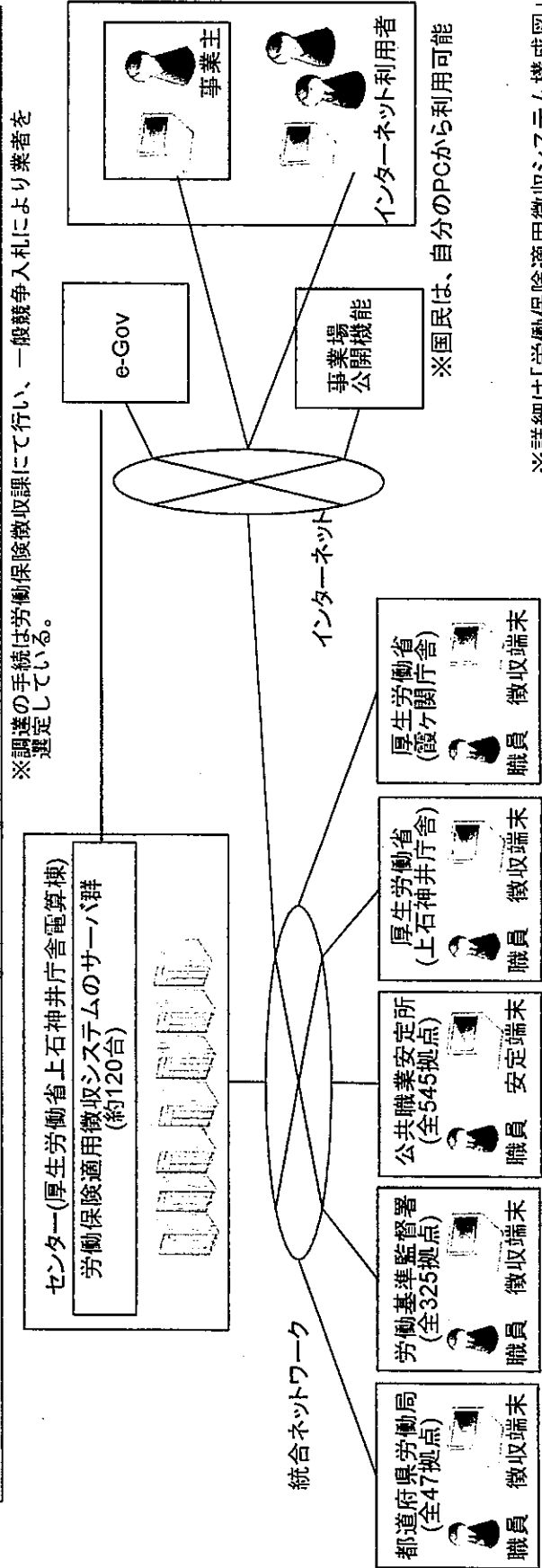
## 目的

労働保険の適用徴収及び一般拠出金の徴収に関する事務の成立及び消滅に関する事務、労働保険料/一般拠出金の徴収に関する事務、債権管理に関する事務について、より効率的・迅速な処理を目指すものである。

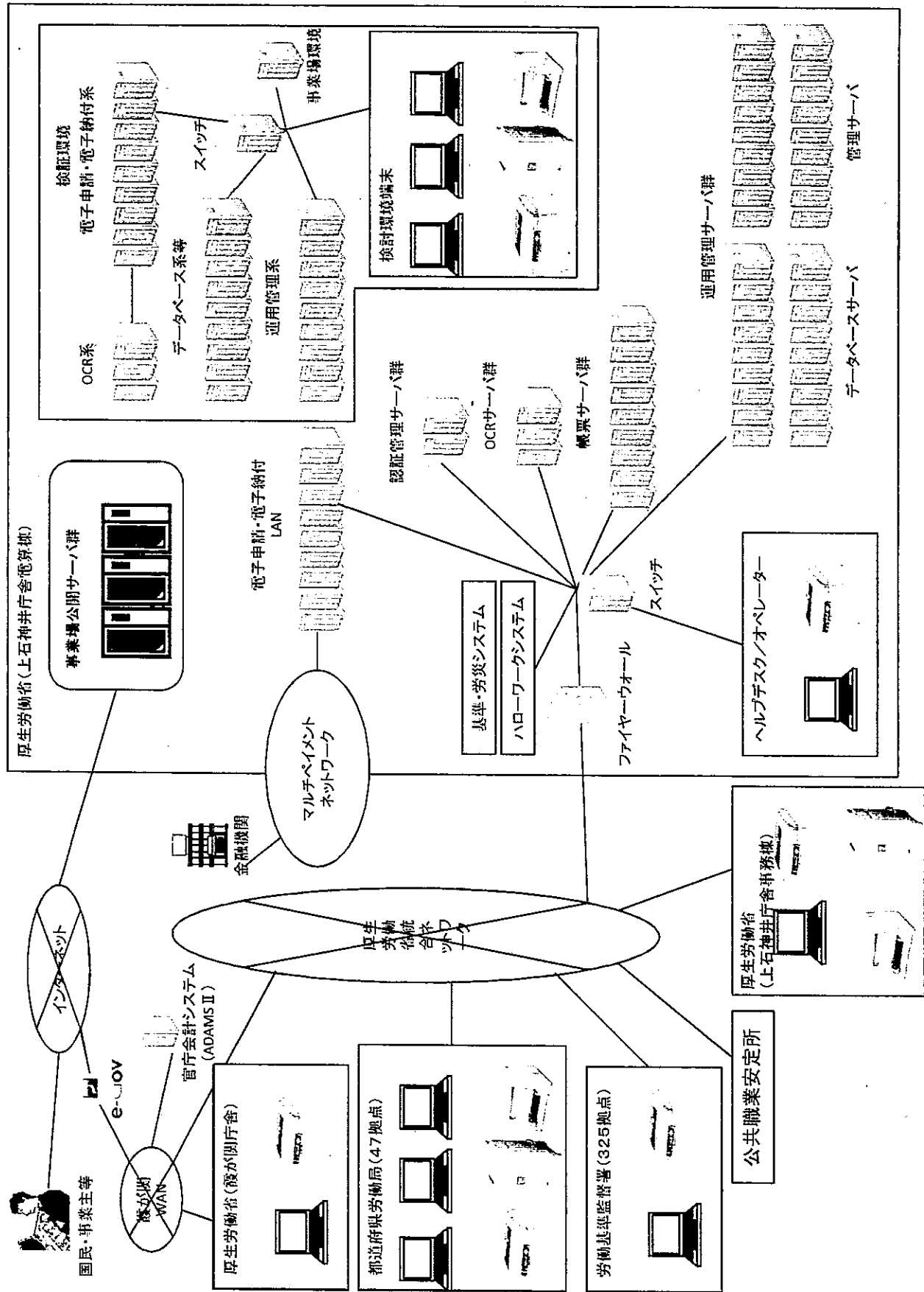
※一般拠出金は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年2月10日法律第4号）第35条第1項に基づき徴収するもの

## 概要

厚生労働省の電算棟に設置するサーバー群と都道府県労働局及び労働基準監督署に設置する端末装置群を通信回線で接続したオンラインシステム。昭和40年4月より運用し、平成22年1月よりシステムのオーブン化が完了している。



# 労働保険適用徴収システム構成図(イメージ)



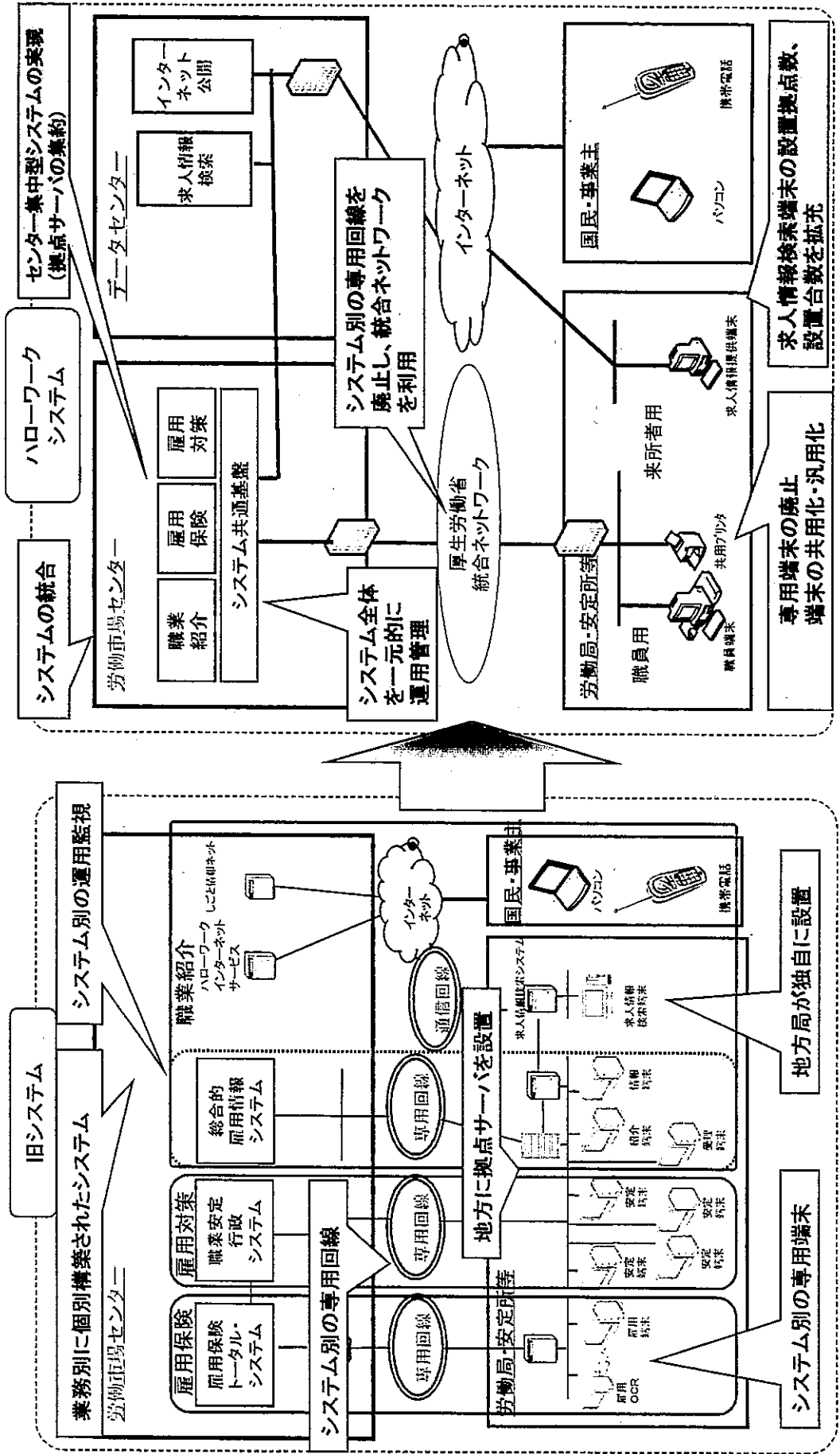
# ハローワークシステムの最適化による見直し内容

## 《旧システムの課題》

- ハードウェアやソフトウェアが特定の製品のため、特定の業者による開発が必要で、市場調達(オープン化)が困難であること
- 業務毎にシステムを構築・運用しているため通信回線・端末・運用経費が高コストであること

## 《最適化による変更》

- 既存システムはハローワークシステムとして統合
- 専用回線は廃止し、厚生労働省統合ネットワークに一元化
- 端末の共用化(全端末で全業務処理が可能)・汎用化(市場調達が可能)
- オープン仕様なサーバへの移行(市場調達が可能)



主要国の社会保険料等の徴収率等について

	アメリカ	カナダ	ドイツ	フランス	スウェーデン
社会保険料等の徴収率等	納付すべき税金・社会保険料の総額に係る年間の収納率 (2006年) : 83.1%	所得税と社会保険料の徴収率 (期限内に納付された率) : 95%	事業主の手續に係る年金保険料の収納率 : 95~96% (事業主の手續における年金保険料の支払い延滞者数が約5%内と評価されている。(うち、2009年には約1%の事業主が支払不能を届出。))	一般制度に係る社会保険料の徴収率 (2005年) : 99.2%	支払い義務の生じた税金と年金保険料について実際に納付された割合 (2009年) : 99.43%

(注) アメリカ・カナダ・スウェーデンについては、国の徴収機関に納付すべき税・社会保険料に関する数値であり、ドイツ・フランスについては、被用者を対象とした年金・社会保険制度における年金・社会保険料に関する数値である。